

平成 21 年 11 月 2 日

各 位

株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行
S M B C フ レ ン ド 証 券 株 式 会 社

S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ の サ ー ビ ス 内 容 変 更 に つ い て

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）と S M B C フ レ ン ド 証 券 株 式 会 社（社長：遠藤 修）は、本日より、S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ の ご 提 供 の 形 態 を 変 更 す る と 共 に、最 低 契 約 金 額 を 2 千 万 円 か ら 1 千 万 円 に 引 き 下 げ ま し た。

1. お客さまへのご対応方法の変更

S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ に つ い て は、平 成 19 年 1 月 の 取 扱 開 始 以 来、三 井 住 友 銀 行 が お 客 さ ま を S M B C フ レ ン ド 証 券 へ ご 紹 介 す る 形 態 を と っ て 参 り ま し た。今 般、三 井 住 友 銀 行 と S M B C フ レ ン ド 証 券 は、投 資 一 任 契 約 の 締 結 の 代 理 に 関 す る 業 務 委 託 契 約 を 締 結 し、三 井 住 友 銀 行 は S M B C フ レ ン ド 証 券 の 代 理 人 と し て、S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ の サ ー ビ ス 内 容 の ご 説 明、契 約 の 締 結、運 用 状 況 の ご 報 告 な ど、投 資 一 任 契 約 に よ る 運 用 を 除 く す べ て の 業 務 を 一 貫 し て 行 う 体 制 に 変 更 い た し ま し た。

こ の 変 更 に よ り、三 井 住 友 銀 行 の 担 当 者 が S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ を 含 め た 運 用 商 品 全 般 の ご 提 案 を 行 う こ と が で き る よ う に な り、お 客 さ ま に こ れ ま で 以 上 に 充 実 し た サ ー ビ ス を ご 提 供 し て 参 り ま す。

2. 最低契約金額の引下げ

S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ は、こ れ ま で 最 低 契 約 金 額 を 2 千 万 円 と し て お り ま し た が、よ り 一 層 幅 広 い お 客 さ ま に 本 サ ー ビ ス を ご 提 供 す る た め、最 低 契 約 金 額 を 1 千 万 円 に 引 き 下 げ ま し た。

三 井 住 友 銀 行 と S M B C フ レ ン ド 証 券 は、S M B C フ ァ ン ド ラ ッ プ の ご 提 供 を は じ め、様 々 な 商 品 ・ サ ー ビ ス の ご 提 供 を 通 じ、お 客 さ ま の 多 様 化 す る ニ ー ズ に 幅 広 く お 応 え し て 参 り ま す。

以 上

<SMB Cファンドラップの概要>

契約金額	1千万円以上1百万円単位
運用対象商品	SMB Cファンドラップのために厳選した投資信託
契約期間	1年（1年毎の自動延長）
運用開始日	月2回設定
入金期日	運用開始日の2営業日前
報酬（手数料）	「固定報酬型」と「成功報酬併用型」よりご選択可能
追加入金・一部解約	1百万円以上1百万円単位で随時可能（一部解約については、解約後の純資産総額が1千万円を下回る解約は不可）
契約の解除（全額解約）	随時可能

※くわしくは三井住友銀行の店頭にご照会ください。

<本サービスに関する留意点>

○SMBCファンドラップは、SMBCフレンド証券が提供する投資一任契約サービスです。

○SMBCファンドラップは、三井住友銀行のサービスではありません。SMBCファンドラップサービスをご利用いただくにあたって、お客さまとSMBCフレンド証券との間で投資一任契約を締結していただきます。

三井住友銀行はSMBCフレンド証券との契約に基づきSMBCフレンド証券の代理人としてお客さまと投資一任契約の締結をいたしますが、契約の相手方は三井住友銀行ではなくSMBCフレンド証券となります。

○SMBCファンドラップは、相続のお取扱、および成年後見制度を適用してのお取扱ができませんのでご注意ください。

○お客さまについての相続の発生または成年後見制度の適用開始が、所定の書面の提出によりSMBCフレンド証券にて確認された場合、SMBCファンドラップは自動的に解約され、現金化されます。その際、運用状況により、元本割れとなることがあります。

【リスクについて】

○SMBCファンドラップは、ファンド(投資信託、以下ファンドといいます)を通じて、日本、米国、欧州諸国、エマージング諸国等の株式・債券、国内外のリートおよびコモディティ等の値動きのある有価証券等に実質的に投資を行います(お客さまのご要望により一部のファンドへの投資を行わないことも可能です)。組み入れた株式や債券等の市場環境の変化による価格変動や、株式および債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の信用状況の変化による価格変動などにより、お預かりした資産の残高は変動します。また、外貨建資産(ドル建、ユーロ建、その他各種通貨建)については、市場環境の変化等により変動する為替相場の影響を受けることとなります。従って、投資元本が保証されるものではなく、元本割れとなることがあります。また、運用による損益はすべてお客さまに帰属いたします。

【手数料について】

○SMBCファンドラップは、ご契約時点での申込手数料はいただきません。お預かりしている資産の日々の残高に応じて、定期的に報酬(手数料)をご負担いただきます。報酬体系は次の2種類からお選びいただけます(くわしくは「SMBCファンドラップサービス内容説明書」をご覧ください)。

1. 固定報酬型・・・お預かり残高に対して一定料率(上限年間 2.1%＜消費税込＞＜以下料率は全て税込表示です＞)の報酬を、原則として四半期ごとにご負担いただきます。
2. 成功報酬併用型・・・運用成果に応じてご負担いただく報酬が変動します。基本報酬(お預かり残高に対して一定料率＜上限年間 1.575%＞の報酬)を、原則として四半期ごとにご負担いただくことに加え、成功報酬(1年間の運用で利益が出た場合、その利益に対する一定料率＜10.5%＞の報酬)をご負担いただきます。

○上記報酬以外に各ファンドに係る信託報酬、有価証券等の売買手数料、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬を含みます)をご負担いただきます。

○ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されるファンドについては、投資対象として組み入れるファンドに係る信託報酬等の諸費用を別途ご負担いただきます。また、当該投資対象として組み入れるファンドの一部においては信託財産留保額が設定されているものがあり、換金にあたっては(リバランス時も含みます)当該信託財産留保額をご負担いただきます。

○SMBCファンドラップでは、原則として15本のファンドを投資対象として分散投資を行います。それらのファンドについては、異なる信託報酬が設定されており、お客さまにご負担いただく金額は分散投資における資産配分の状況、各ファンドの時価変動によって変動するため、具体的な金額、計算方法を記載しておりませんのでご了承ください。くわしくは「SMBCファンドラップサービス内容説明書」「SMBCファンドラップ・シリーズ投資信託説明書(交付目論見書)」「ダイワMRF(マネー・リザーブ・ファンド)投資信託説明書(目論見書)」をご覧ください。

○この商品にかかる手数料の合計は、上記【手数料について】の各項目に記載された手数料の合計額となります。

○SMBCファンドラップのご契約に先立って「契約締結前の書面」をお渡ししますので、内容をよくご確認のうえ必ずご自身でご判断ください。

○ご契約いただく際には、「SMBCファンドラップ投資一任契約に関する約諾書」「契約締結時の書面」「SMBCファンドラップ口座約款」および「SMBCファンドラップサービス内容説明書」等で必ず内容をご確認ください。また、「SMBCファンドラップ・シリーズ投資信託説明書(交付目論見書)」「ダイワMRF(マネー・リザーブ・ファンド)投資信託説明書(目論見書)」も必ずご確認ください。これらの資料は三井住友銀行本支店等にご用意しています。

【ご留意事項について】

○SMBCファンドラップのご提供にあたっては、SMBCフレンド証券に「証券総合口座」を開設していただく必要がありますので、三井住友銀行がお取り次ぎいたします。また、三井住友銀行に普通預金口座を開設していただくことが必要です。

○クーリングオフ制度は投資一任契約には適用されません。従いましてSMBCファンドラップにはクーリングオフ制度は適用されません。

■ 株式会社三井住友銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第 54 号

加入協会／ 日本証券業協会、(社) 金融先物取引業協会

■ SMBCフレンド証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 40 号

加入協会／ 日本証券業協会、(社) 日本証券投資顧問業協会